

## 名寄市自治基本条例市民懇話会設置要綱

平成 19 年訓令第 41 号

### (設置)

第 1 条 名寄市自治基本条例のあり方について検討するため、名寄市自治基本条例市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 懇話会は、自治基本条例に関する事項について検討し、市長に対して提言をするものとする。

### (組織等)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、公募した者及び市の地域特性について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は懇話会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 懇話会は、会長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

3 懇話会の会議は、原則として、これを公開する。

### (自治基本条例検討アドバイザー)

第 7 条 市長は、学識経験者を自治基本条例検討アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱する。

2 アドバイザーは、懇話会に対して専門的見地からの助言を行うものとする。

3 アドバイザーの任期は、第 4 条の規定による委員の任期までとする。

### (庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、総務部地域振興課において行う。

### (その他の事項)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、委員の協議により会長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 10 月 31 日から施行する。

### (この訓令の失効)

2 この訓令は、第 4 条に規定する日にその効力を失う。